

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 9 月 16 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージIV-2(ガンビア、マラウイ、ジブチ)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出:
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所:
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他:入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-2(ガンビア、マラウイ、ジブチ)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号: 26a00191

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICA という)」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 16 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-2(ガンビア、マラウイ、ジブチ)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4)契約履行期間(予定):2026 年 11 月～2028 年 2 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の 32%を限度とする。

2)第2回(契約締結後 13 か月以降):契約金額の 8%を限度とする。

(7)部分払の設定

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026 年度(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 18 日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は 9 月 18 日(金)としておりますので、ご注意ください。
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 30 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 5 日まで
4	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 10 月 9 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2026 年 10 月 30 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込(落札者を除く)	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4の期日までに、技術提案書に添付して提出ください。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>

提供資料：

・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3)別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。
ファイル名は「26a00191_〇〇株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2)電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時: 上記2. (3) 日程参照

- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法: 本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札: 全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退:
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。³

- (3) 再入札の実施

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1)評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙1「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

なお、本件は要員の評価を行うため、別紙「技術提案書評価配点表」の配点を例外的に設定しています。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

(3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点:最低見積価格=100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格)×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額(N)：価格評価点＝(予定価格×0.8/N)×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5)落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2)入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3)当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1)落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2)速やかに契約書を作成し締結します。
- (3)契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数

ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。
 - (1) 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
 - (2) 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
 - (3) 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
 - (4) 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。
3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容(TOR から生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について(従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、10月2日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に JICA への連絡を行っていない場合でも、JICA からプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

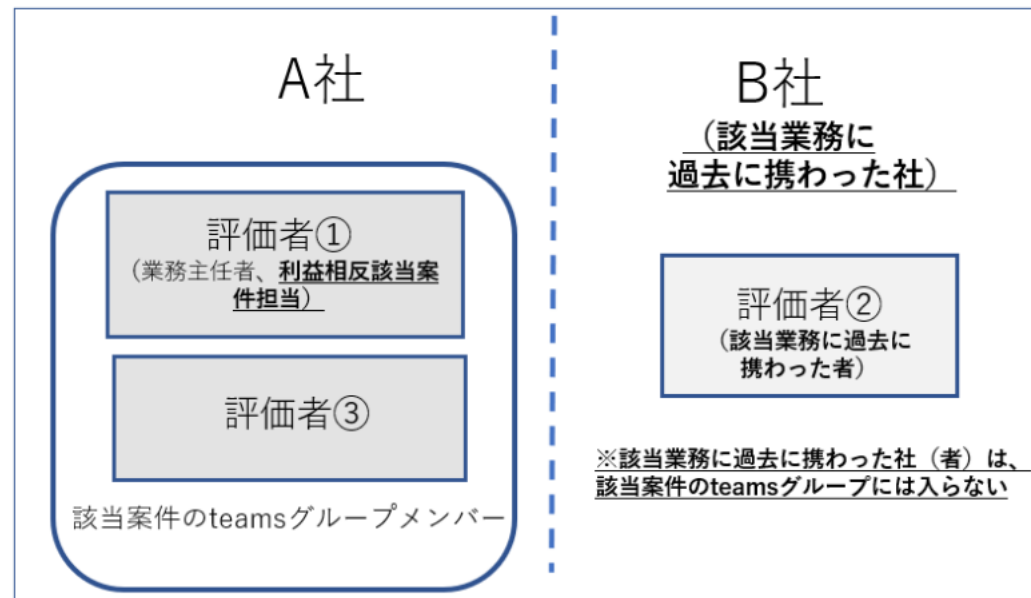
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる
②	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。	要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
①	(例)J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者とともに JV を構成する B 社が担う。その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。

(*1) 前頁記載1.にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄 _____

日付 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」に記載されている「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章技術提案書作成要領」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(2)調査・分析の実施基準

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計算	その他 (※2～7)
1	ガンビア	無償	第四次地方飲料水供給計画	－	定性調査	－	－
2	マラウイ	無償	ドマシ教員養成大学拡張計画	－	－	－	※7
3	マラウイ	無償	リロングウェ市における変電所 改修計画	－	－	－	※7
4	マラウイ	無償	リロングウェ中等教員養成校建 設計画	－	－	－	※7
5	ジブチ	無償	タジュラ湾海上輸送能力強化 計画	仏語	－	－	－
6	ジブチ	無償	バルバラ地区ナッシブにおけ る小中学校建設計画	仏語	－	－	※7

(注)該当がない欄は、「－」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

➤ 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

(1)事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。

(2)評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

➤ 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実

施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)11 号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)⁴及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

- 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第 2 版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.1)

⁴ 提案を求める事項1:評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

(イ)その他

環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒事業事前評価表⁵(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

☒既存事業・調査の報告書等⁶

	案件名	報告書名	リンク
1	第四次地方飲料水供給計画	準備調査報告書	https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_511_12354429.html
2	ドマン教員養成大学拡張計画	準備調査報告書	https://openjicareport.jica.go.jp/243/243/243_518_12286555.html
3	リロングウェ市における変電所改修計画	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044393.html
4	リロングウェ中等教員養成校建設計画	準備調査報告書	https://openjicareport.jica.go.jp/246/246/246_518_12121059.html
5	タジュラ湾海上輸送能力強化計画	準備調査報告書 1/3	https://openjicareport.jica.go.jp/720/720/720_404_12325965.html
		準備調査報告書 2/3	https://openjicareport.jica.go.jp/720/720/720_404_12325973.html
		準備調査報告書 3/3	https://openjicareport.jica.go.jp/720/720/720_404_12325981.html
6	バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043442.html

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)

☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表 無償_2026

☒【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表 資金協力_2026

☒【ひな型・簡易型 通常版ベース】評価方針_事前事後比較表 資金協力_2026

☒【ひな型】評価報告書 資金協力(英)_2026

☒【ひな型】評価報告書 資金協力(和)_2026

⁵ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

⁶ JICA 図書館(<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>)にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

☒【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力(英)_2026

☒【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力(和)_2026

☒簡易型外部事後評価について

(イ)契約締結後に配付する資料

☒報告書等のひな型

(5) ローカルリソースの活用

➤ 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員を確保すること。

- ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
- ② 既存情報収集の支援
- ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 評価方針(和文)の確定 | (25～40 営業日) |
| ② 事前事後比較表(和文)の確定 | (25～35 営業日) |
| ③ 評価報告書(和文)の最終確定 | (30～50 営業日) |
| ④ 評価報告書(英文)の確定 | (25～45 営業日) |

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① ガンビア「第四次地方飲料水供給計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:北岸州、西部州、下流州、中流州、上流州の合計 20 サイト

イ)実施機関:漁業・水資源・国会省水資源局(Department of Water Resources, Ministry of Fisheries, Water Resources and National Assembly Matters)

ウ) 現地渡航⁷及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに、北岸州(3 サイトのうち 2 サイト)、西部州(4 サイトのうち、3 サイト)、下流州 1 サイト、中流州(8 サイトのうち 4 サイト)、上流州(4 サイトのうち、2 サイト)合計 12 サイト⁸について、踏査して情報収集をする。残りのサイトについては、実施機関からの情報収集を行う。また、実施機関のほか、各自治区に所在する地方給水部や評議会、太陽光発電式給水ポンプを扱うガンビアの企業等にもヒアリングを行う。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他

⁷ 現地渡航はラマダンと国民議会選挙の選挙運動期間および投票が行われる3月中旬から4月上旬を避けて計画すること。

⁸ 最終的な踏査先については評価部と相談のうえ決定するが、様々な観点から代表性のあるサイトを選定する。なお、Nyaga BatangとSololoを必ず含めること。

の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。⁹

イ)有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①給水人口(人)¹⁰、②給水量(m³/日)
- 事前評価表に記載された定性的指標¹¹:①下痢性疾患の減少(SDG 3.9.2)、②子どもの発育阻害の改善(SDG 2.2.1)、③給水施設に隣接する学校及び保健施設(ヘルスセンター)の環境衛生の改善、④水汲みに要する時間(待ち時間含む)の減少

ウ)持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

【対象施設】ソーラー式管路系深井戸給水施設 20 箇所の新設(水源及び揚水施設、配水池、管路施設、給水施設、付帯施設)

【ソフトコンポーネント】持続性については、組織・体制面、財務面、運営・維持管理面の状況など、既定の確認事項について調査する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

⁹ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

¹⁰ 管路系給水施設(20人/屋外給水栓)、管路系給水施設(100人/公共 水栓1栓)、ハンドポンプ付深井戸/保護型浅井戸(200人/基)として算定。

¹¹ 学校や保健所へのヒアリングは、実施機関のほか保健省や教育省等の関連機関と調整のうえ実施すること。

- 同国向け無償資金協力「第三次地方飲料水供給計画」(評価年度 2016 年)事後評価等では、給水施設が新設された村落において①村落水管理委員会と民間維持管理会社との間での役割分担、②料金徴収の計画性と透明性、③行政・村落水管理委員会・民間維持管理会社の連絡方法が明確になっていたことが、事業の成功に繋がったと指摘された。これを踏まえて本事業では、ソフトコンポーネントの実施により、村落水管理委員会と民間維持管理会社による維持管理体制の構築と責任分担の明確化、及び行政による監督・モニタリング・支援活動の強化を計画しているとされている。本事業では、その実施状況や効果について確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として広く北岸州、西部州、下流州、中流州、上流州の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス(2026 年度)の別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査を含める。

(キ)詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② マラウイ「ドマシ教員養成大学拡張計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ゾンバ県ドマシ市

イ)実施機関:教育科学技術省(Ministry of Education Science and Technology)

ウ) 現地渡航¹²及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリング

¹² 現地渡航はクリスマスとイースター等のキリスト教の祝日、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

を行い情報収集する。

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、教員養成大学の卒業生が教員として勤務する中等教育学校 5 校程度¹³を訪問し、インタビューもしくは質問票を通じた情報収集を行う。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数(1 回)、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁴

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
 - 事前評価表に記載された運用効果指標:新規中等教育学校学位取得者(4 年制)養成数(人/年)
 - 事前評価表に記載された定性的指標:有資格教員が増加することにより、中等教育の質の向上が期待される。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。
 - 対象施設:講義棟、実験棟、図書館、事務棟、女子寄宿舍、渡り廊下及びその他付属施設(浄化槽、高架水槽等)
 - 対象機材:実験室機材、講義用機材、図書館用機材、一般教育家具類等

(ウ) 環境社会配慮

¹³ 調査開始後に卒業生が勤務するリロングウェもしくはドマシ市の中等教育学校の情報を入手することを想定しており、具体的な調査対象校は、契約後に実施機関と調整をして進める。

¹⁴ 詳細は外部事後評価(2026年度)レファレンス別添2を参照。

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましく
ない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な
対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されてい
る。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 同国向け「ドマシ教員養成校改善計画」の事後評価(2009年)等では、既
存施設及び機材の仕様に準じた設計がなされたため、維持管理に新たな
技術を必要とせず、適切に保守点検が行われたとの教訓が得られている。
本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind: LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として広くドマシ教員養成大学の学生やマラウイの中等教
育学校の生徒が想定されるが、その中でも特に女性や障害者については、事業
効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認する
にあたっては、外部事後評価レファレンス(2026年度)の別添 7「LNOB の視
点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公
平に裨益したか、障害者の就学及び就職に関する状況、卒業生を通じた中等教
育学校におけるインクルーシブ教育や特別支援教育の波及効果について既存資
料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者への
インタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ マラウイ「リロングウェ市における変電所改修計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:リロングウェ市

イ)実施機関:

責任官庁:エネルギー省(Ministry of Energy)

事業実施機関:マラウイ電力公社(Electricity Supply Corporation of

Malawi Limited:ESCOM)

運営・維持管理機関:ESCOM 本部による統括管理の下、リロングウェ市内において
は、中部地方事務所(Central Region Office)が担う。

ウ)現地渡航¹⁵及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数(1 回)、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁶

イ)有効性・インパクト

- ☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標:①変圧器設備容量(MVA)カネンゴ変電所、②変圧器設備容量(MVA)オールドタウン変電所、③変圧器稼働率(%)カネンゴ変電所、④変圧器稼働率(%)オールドタウン変電所の変化
 - 事前評価表に記載された定性的指標:リロングウェ市の電力供給の信頼性の改善、経済活動及び市民生活の改善

ウ)持続性

- ☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

¹⁵ 現地渡航はクリスマスとイースター等のキリスト教の祝日、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

¹⁶ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

- 対象施設:カネンゴ変電所の拡張／改修に係る変電設備(変圧器(132/66kV 2 台、66/33kV 1 台、66/11kV 1 台)、開閉装置、保護装置一式等)、オールドタウン変電所の建替え／改修に係る変電設備(変圧器(66/33kV 1 台、66/11kV 1 台)、開閉装置、保護装置一式、建屋建設等)、保守用工具及び計器(一式)。

(ウ)環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- ウガンダ向け無償資金協力「地方電化計画」(評価年度 2006 年)の事後評価等では、スペアパーツの供給を行っていた現地商社の撤退により、事業完成後の維持管理に必要な部品の調達に遅れが生じた点が指摘された。本事業においては、事業完成後の維持管理にも留意すべく、現地でのスペアパーツの入手体制の観点も考慮し、適切な機材を選定する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として、広くリロングウェ市の住民が想定されるが、電力の安定供給に資するインフラ事業という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ マラウイ「リロングウェ中等教員養成校建設計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:リロングウェ市

イ)実施機関:教育科学技術省(Ministry of Education Science and Technology)

ウ) 現地渡航¹⁷及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数(1回)、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁸

イ)有効性・インパクト

- ☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①男性の中等有資格教員(新規養成)の養成数(人/年)、②女性中等有資格教員(新規養成)の養成数(人/年)、③男性の中等有資格教員(現職教員への資格付与)の養成数(人/年)、④女性中等有資格教員(現職教員への資格付与)の養成数(人/年)の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標:①SMASSE を含む現職教員研修プログラムが実施されることを通じて、全国の中等教育の質の向上が期待される。②有資格教員が輩出されることにより、中等教育の質の向上が期待される。

¹⁷ 現地渡航はクリスマスとイースター等のキリスト教の祝日、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

¹⁸ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

ウ)持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設:【大学教育施設】管理棟(2棟)、図書館棟(1棟)、講義棟(6棟)、大講義室棟(2棟)、実験棟(3棟)、便所棟(3棟)、多目的ホール/厨房棟(1棟)、多目的ホール付帯便所・保健室棟(1棟)、守衛棟(1棟)
- 【付属中学校】管理棟(1棟)、2教室棟(1棟)、3教室棟(2棟)、実験室棟(1棟)、便所棟(2棟)【施設建設:その他】男子学生寮及び女子学生寮(計25棟)、教員住居(20棟)
- 【備品・機材整備】各施設用家具、実験室機材

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の同国において実施された一般無償資金協力「ドマシ教員養成校改善計画」(2009年度事後評価)では、技術協力案件との連携によりドマシ教員養成大学が全国の教員の研修の場として確立される中で、学校運営や教授法にかかる学校間連携が強化されるという効果が得られ、それが学校間の相互学習へ繋がるという教訓を得た。本事業でも、中等理数科教員の能力強化にかかる技術協力と連携し、リロングウェ中等教員養成校を拠点に更なる学校間ネットワークの普及、学校間の相互学習の強化を図る。

(オ)「誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)」の視点について:

☒本事業の最終受益者として広くリロングウェ市地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添7)「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも

公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ ジブチ「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ジブチ市、タジュラ市

イ)実施機関:インフラ・設備省(Ministry of Infrastructures and Equipment)¹⁹、ジブチ港側フェリー接岸施設、タジュラ港側フェリー接岸施設

ウ) 現地渡航²⁰及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²¹

イ)有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

¹⁹ 事前評価表に記載の名称である設備・運輸省海事局からインフラ・設備省に変更されている。

²⁰ 現地渡航は以下の時期を避けて計画すること。ラマダン:2027年2月中旬から3月中旬

²¹ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①定期運航による年間輸送乗客数(人/年)、②定期運航による年間輸送車両数(台/年)²²、③定期運航による年間運航・欠航回数(回/年)²³の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標:北部地域との運輸網の安定・効率化、荷役効率の向上、北部地域の市民の生活改善、国内地域の開発促進、格差是正

ウ)持続性

- ☑整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。
- 【施設】フェリー接岸施設(浮き桟橋(ジブチ港:80m、タジュラ港:80m))、付帯設備(防舷材、係留柱、梯子、標識灯等)、埋立て護岸、防波堤(タジュラ港のみ:160m)
- 【機材】フェリー1隻(全長約50m、500GT)。

(ウ)環境社会配慮

- ☑本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用
- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリBに分類され、港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、本事業は既存港湾敷地内での埠頭整備、関連施設の建設であり、用地取得・住民移転を伴わない。また、大気汚染・水質汚濁・廃棄物等の影響、タジュラ港におけるサンゴ礁の定着に係るモニタリングに関して、工事中は住居・都市計画・環境省の下、工事実施者が実施し、供用時は住居・都市計画・環境省の下、海事局が実施する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

- ☑本事業の事前評価表に同国の過去の案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去の当国向け無償資金協力「タジュラ湾海上輸送力増強計画」の事後評価においては、事業実施後の維持管理における課題が指摘された為、本事業では維持管理に向けた先方政府の予算措置手続き等、維持管理計画や予算の見込みをフェリー運賃による収支採算性の観点から明示的に示しつ

²² 輸送車両数の実績データは集計されていない為、プロポーザルにて推計方法を提案すること

²³ ハムシン季(約90日)のうち運航不能期間を10%以下(約9~10日)

つ先方の確実な履行を確保する計画としたが、これらが実施されているか確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くジブチ市およびタジュラ市地域の住民が想定されるが、海上輸送能力の向上に資するインフラ整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑥ ジブチ「バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ジブチ市バルバラ地区

イ)実施機関:国民教育・職業訓練省(Ministère de l' Education Nationale et de la Formation Professionnelle, MENFOP)

ウ) 現地渡航²⁴及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価6基準の評価に関する留意点

- ☒ 本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数(1回)、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評

²⁴ 現地渡航はラマダン(2027年2月中旬から3月中旬)の時期を避けて計画すること。

価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁵

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①建設した小中学校において継続利用可能な教室数、②建設した小中学校の就学児童・生徒数の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標:①小中学校が併設されることで、双方の教員が小学校から中学校まで連続して児童の学習状況を把握し、指導することができるようになる②理科実験室、情報教室及び関連機材の整備により、改定されたカリキュラムに沿った学習効果の向上、③女子生徒の安全性確保やバリアフリーに配慮した施設とすることで、障害を持った児童や女子の就学アクセスの改善。

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設:【小学校】一般教室棟(約 20 教室)、管理棟(校長室、教員室、図書/多目的室等)、便所棟
【中学校】一般教室棟(約 30 教室)、情報教室約 4 室、実験・図書棟(理科実験室約 6 室、図書/多目的室等)、管理棟(校長、教員室等)、便所棟総延床面積約 7,784 m²
- 対象機材:教育用家具、教育用機材。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されてい

²⁵ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

る。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のプロジェクト(モザンビーク共和国「中学校建設計画」)では、先方負担事項とされていた理科教材及び IT 機器等について納入が遅れ、教育の質の確保・向上の観点から課題となったことが指摘された。本事業では、日本の支援で建設した施設(実験室等)が有効に活用されることを促進するため、このような IT 機材(コンピューター等)や理科実験機材等について日本側の支援に含める計画とされたかについて確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として広くジブチ市バルバラ地区の住民が想定されるが、その中でも特に女子児童・生徒については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添 7)「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、指定言語)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏ま

えて情報収集・分析する。

- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る²⁶。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票(英語、指定言語)を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(第 1 次現地調査)

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(必要に応じて対象国関係機関)および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

① ガンビア「第四次地方飲料水供給計画」

(ア) 目的: 先行案件(第一／第二／第三次地方飲料水供給計画)を含む地方給水事業の地域社会への影響に係る定性調査

(イ) 対象範囲: 地方飲料水供給計画の対象サイト(先行案件含む)のうち、事業規模及び地理的条件の異なる 5～7 サイト程度²⁷を対象として、給水施設利用者、VWC(Village Water Committee: 村落水管理委員会)、維持管理会社及び DWR(Department of Water Resources: 水資源局)への間

²⁶ 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

²⁷ 本事業のサイトと近接しており、事業規模や事業内容が異なるサイトを選定すること。

き取り調査を実施する。住民調査については、各サイト 10～15 名程度、合計 60～80 名程度を対象とした半構造化インタビュー又はフォーカスグループディスカッションを想定する。対象サイト及び対象者は、DWR、VWC 及び維持管理会社へのヒアリング結果を踏まえ選定する。

(ウ) 調査項目:水汲み負担の軽減、衛生環境の改善、教育及び生計への影響、地域社会の変化並びに生活満足度等の変化、施設の維持管理状況を確認し、先行案件含め地方給水事業が地域住民の生活改善及び地域社会の発展にどのように寄与したかを整理する。

(エ) 留意事項:本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。なお、現地補助調査員は 4 日程度配置し、一部を評価者による踏査、残りを現地補助調査員による踏査と想定するが、必要に応じて質問票、電話又はオンラインによる情報収集を組み合わせることも可能とする。

(6) 詳細分析

本業務では、実施する案件はない。

(7)IRR 再計算²⁸

本業務では当該項目は適用しない。

(8)事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則 15 ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9)暫定評価についての実施機関への説明(第 2 次現地調査)²⁹

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説

²⁸ 外部事後評価レファレンス(2026年度)別添5を参照。

²⁹ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。

- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る³⁰。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、仏語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し³¹、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

第5条 成果品及び提出物

³⁰ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³¹ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 3部)にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版 ・ Word 版: CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ 仏語	電子データ	
評価方針(案)	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり

				取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／仏語	電子データ	
事前事後比較表(案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
評価報告書(案) ※簡易型の場合は評価結果票	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～3 か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／英語	電子データ	要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の 1 か月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー(案)	評価報告書(案)と同時期	日本語	電子データ	

(3)提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1 部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R などのスクリプトファイル) 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度(解析度 300～350dpi)
教訓シート		第5条(13)参照
特殊言語版の報告書(案)		ジブチ「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」(仏語) ジブチ「バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画」(仏語)
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³²。

第7条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³² ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)11.66 人月

(現地渡航回数:延べ 8 回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙1 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

- 1) 対象国及び類似地域:ガンビア国、マラウイ国、ジブチ国及びその他途上国地域
- 2) 語学能力:英語

(4)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(5)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)各国における安全管理情報

【ガンビア】

1)行動規制

- ・「ガンビア国安全対策マニュアル」を熟読すること。

2)安全な宿舎の手配

- ・滞在先は推奨ホテルリスト内から選択する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

3)通信手段

- ・ガンビア国内で通信可能な通信連絡手段は常に確保すること。準備後は、必ず一度セネガル事務所の国担当者又は安全管理担当者と通話確認テストを行うこと。なお、バンジュール以外の地域へ渡航の際は衛星携帯電話を携行する。

4)移動手段

- ・首都バンジュールと北部セネガル国境方面への移動に際しては、国内を貫流するガンビア川を渡る必要がある。現在 2 カ所に自動車渡船があるが、運搬能力が低く故障の発生が多いため、河岸で長時間乗船待ちをすることとなるので留意が必要。

5)空港利用

- ・出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

6)バンジュール以外の地域への国内移動

- ・渡航管理システムへの登録前、渡航の 6 営業日前までに移動届を提出し、在外拠点長の承認を得る。承認が取ればトコカン上で渡航日 3 営業日前までに渡航情報の登録を行うものとする。

- ・衛星携帯電話を携行する。

- ・都市間移動の出発時及び到着時にプロジェクト関係者(もしくはセネガル事務所)へ発着の連絡を入れる。

7)その他

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。

- ・被害に遭遇した場合は、身の安全を優先し、絶対に抵抗したり追いかけたりしない。直ちに JICA セネガル事務所(業務時間外は主担当者の携帯、または副担当者、総務・安全管理担当者、担当次長、所長の携帯)に報告の上、窃盗の場合は保険求償のため、警察にて盗難証明書を発行してもらう。

- ・暴動などが起きた場合は、むやみに外に出ず、JICA セネガル事務所に居場所を連絡するとともに、現地の従業員などから情報を入手する。移動中に暴動などに遭遇した場合は、直ちにその場から離れ、ホテルなど安全な場所に避難する。また、暴動の写真を撮ったりしないこと。

【マラウイ】

1)行動規制

- ・パスポート(あるいはパスポートコピー)、ID カード(長期滞在者のみ)は常時携行。

- ・夜間(日没後～日の出前)の徒歩での外出は禁止。外出先で移動する場合は徒歩を避け、車両(用途に応じ自家用車、公用車、タクシー等)を利用。

- ・21:00 から 6:00 の間の発着便の利用は原則禁止。

- ・万が一、強盗被害に遭った場合、絶対に抵抗しない。
- ・デモ・騒乱・群衆などには絶対に近づかない。デモ等が予定されている場合は外出を控え、事務所に連絡を取る。
- ・騒乱が発生した場合は無理に避難せず、鎮静化するまで安全な場所で待機する。
- ・米国、英国関係機関、宗教関連施設等には可能な限り近づかない。

2)安全な宿舎の手配

- ・できる限り安全性の高い宿泊施設を選ぶ。安宿や民家を改造したロッジでの宿泊は避ける。

3)通信手段

- ・関係者への安全管理情報の提供は SMS(携帯電話)やメールを基本とし、必要に応じ、緊急連絡網を通じた電話連絡を行う。
- ・SMS 及び電話連絡を確実にするため、携帯等の電話番号を事務所担当者に連絡する。電話番号変更の場合も同様。
- ・業務用、個人用に関わらず、普段使用している電子メールアドレスを事務所担当者に連絡する。

4)移動手段

- ・夜間(日没後、日の出前)の車両(公用車・自家用車・バス)による都市間の移動は禁止とする。日没前までに目的地に到着するよう余裕を持った移動計画とする。
- ・車を自分で運転ないし運転手を利用する場合は、車中に貴重品、パソコンや個人情報記載された書類等を放置しない等、必要なカージャック対策を施す。万が一カージャックに遭遇したら、無抵抗に徹し相手の指示に従う。
- ・移動中は、原則、車外に出ない。道路に置き石があっても、石を避けて通過し、通過できない場合は引き返す。石をどかすために車外には出ない。
- ・窓を大きく開けない。
- ・車両移動の際は、必ずシートベルトを装着し(後部座席も)、スピードを出さず、危険な状況下(夜間、長距離、悪天候、悪路)での運転を避け、自分や運転手の運転技術・能力を過信しない。
- ・本邦や第三国から渡航する短期滞在者は、マラウイ国内での車両運転は禁止とする。
- ・バイクタクシー、自転車タクシーの利用は禁止とする。
- ・三輪タクシーの利用は極力避ける。三輪タクシーは四輪車と異なり安全面に懸念があることから、他の交通機関の運行がない、あるいは利用できない等の理由がある場合のみ利用することとする。

ゾンバ県:

- ・マラウイ事務所により安全確認済みのホテルに宿泊する。
- ・徒歩移動は禁止とし、手配した車両での移動のみとする。
- ・行動時間は 7 時から 18 時までとし、レストラン等での外食を含め、18 時以降の外出は禁止とする。車両移動であっても禁止。
- ・滞在中はロープロファイルを心掛け、行動のパターン化はしない等、リスク抑制に努める。
- ・反復的な渡航は避け、渡航のパターン化は避ける。
- ・長期滞在は不可とし、必要最低限の短期滞在のみとする(最大 5 日を上限とする)。
- ・複数の通信手段を確保する(2 社以上の地上波携帯電話)。
- ・セルフディフェンス研修(実技)の受講を推奨する。
- ・特に、月末や囚人が恩赦を受ける時期などは、一般的に犯罪が発生しやすいため警戒する。
- ・その他、上記「首都・リロングウェ／全域(ムランジェ県、ブランタイヤ県、およびゾンバ県)を除く」の行動規範を遵守し、事前にマラウイ事務所から目的地の最新の治安情報を入手すること。

【ジブチ】

- ・短期滞在者は昼夜とも車両での移動を原則とする。
- ・夜間の都市間移動は行わない。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事など、犯罪・テロの発生しやすい場所への訪問・滞在を最小限とする。
- ・携帯電話と緊急連絡網を常時携行する。
- ・宿泊については、事務所が安全確認済みのホテルのみ宿泊可とする。
- ・短期滞在での乗合バス利用は、安全管理上推奨しない。
- ・アベ湖等の遠方に行く場合は、移動は日中とし、可能な限り個人での移動は避け、かつ 2 台以上の車列を組む。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

類似業務:事業評価にかかる業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務の実施方針等

1)業務実施の基本方針

2)業務実施の方法

1)及び2)を合わせた記載分量は、14 ページ以下としてください。

3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4)要員の評価

本公示では要員計画の評価を行います。様式4-3の「要員計画」は不要ですが、様式4-4の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野(従来と同様)、③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式4-5(その1～その3)の提出は求めません。業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) その他

相手国政府又は JICA(JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3)業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理

ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1)本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2)別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3)定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

以 上

別紙 1:技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45
(2)作業計画等	(25)
ア)要員計画	20
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2